

計算書類に対する注記（法人全体用）

令和2年3月31日

1. 継続事業の前提に関する注記……該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法……該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 建物・構築物・車輛運搬具・器具及び備品・ソフトウェア……定額法
 - ・ リース資産……該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・ 退職給付引当金……愛媛県退職共済制度の当法人が負担する掛金分を計上している。
 - ・ 賞与引当金……翌年度6月賞与予定額の4/6を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

平成27年度より社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)へ移行した。

4. 法人で採用する退職給付制度

次の退職制度に加入している。

- ・ 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・ 愛媛県民間社会福祉事業従事者退職年金共済支援事業

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
当法人は、公益事業、収益事業を行っていないので作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人は、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人は、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 拠点区分別の計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (7) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 北条愛児園拠点(社会福祉事業)
 - サービス区分・保育事業のみ
 - イ 本部拠点

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	42,506,294			42,506,294
建物	12,164,474		1,646,704	10,517,770
合計	54,670,768	0	1,646,704	53,024,064

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	62,589,818	52,072,048	10,517,770
構築物	21,765,410	15,994,355	5,771,055
車輛運搬具	306,000	305,998	2
器具及び備品	34,632,358	29,955,573	4,676,785
合計	119,293,586	98,327,974	20,965,612

除去分除外

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高……該当なし

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益……該当なし

12. 関連当事者との取引の内容……該当なし

13. 重要な偶発債務……該当なし

14. 重要な後発事象……該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産の増減の状況並びに資産、負債及び純財産の状態を明らかにするために必要な事項……該当なし